

関係団体 }
県内事業者 } 各位

群馬県健康福祉部感染症・がん疾病対策課
課長 中村 多美子
群馬県産業経済部労働政策課
課長 設楽 修一

職場等における新型コロナウイルス感染症による療養後の勤務開始の取扱いについて

平素より労働行政の推進及び新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、今般のオミクロン株の流行を受け、厚生労働省が就業制限の解除に関する取扱いを別添のとおり一部改正しましたので、お知らせします。下記を含め、職場等における新型コロナウイルス感染症による療養後の勤務開始の取扱いについて、御参照ください。

また、関係団体の皆様におかれましては、貴下会員事業者等に対する周知等についても御協力をお願いします。

記

【よくある質問】

Q1：療養が完了した者について、いつから職場復帰できますか。

A1：宿泊療養又は自宅療養が終了した時点で就業制限は解除されますので、職場復帰が可能です。

Q2：療養が終了した者が職場に復帰するために、証明書やPCR検査等で陰性を証明する必要がありますか？

A2：必要ありません。

就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養解除の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はありません。

なお、本県から休業に係る証明書や陰性証明書は発行していません。

<参考URL>新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）問7<検査結果の証明について>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

Q3：濃厚接触者が待機期間解除後に職場に復帰するためには、職場へ待機期間解除の証明書を提出する必要がありますか？

A3：必要ありません。

なお、濃厚接触者の待機期間は、原則7日間で8日目に解除となります。（エッセンシャルワーカーについては、待機期間短縮の特例があります。）

<参考URL>濃厚接触者について https://www.pref.gunma.jp/07/z87g_00048.html

【本件に関するお問い合わせ先】

担当：感染症・がん疾病対策課 感染症危機管理第一係

TEL：027-226-2615

E-mail：shingata-influenza@pref.gunma.lg.jp